

生駒市条例第 25 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 12 条第 2 項中「次項」の次に「並びに次条第 2 項及び第 3 項」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第 12 条の 2 給与条例第 16 条（第 1 項後段及び第 4 項を除く。）の規定は、任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期の定めが 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が引き続いて 6 月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期の定めが 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6 月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで本市の会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）の定めと前会計年度に

おける任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が、給与条例第16条第1項に規定する基準日現在に、6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第21条中「この条」の次に「及び次条」を加え、「における在職期間」を「において在職した期間」に改める。

第21条の2を第21条の3とし、第21条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第21条の2 給与条例第16条（第1項後段及び第4項を除く。）並びに第12条の2第2項及び第3項の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員にあっては、給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはその額、日額又は時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員については当該パートタイム会計年度任用職員としての基準日以前6月以内の期間において在職した期間における規則で定める算出方法により求める報酬の1月当たりの平均額」と、第12条の2第2項及び第3項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年2月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

- 2 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和 2 7 年 1 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 1 条の 2」を「第 2 1 条の 3」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月生駒市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「の基準日」の次に「又は生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 1 2 条の 2 第 1 項若しくは第 2 1 条の 2 において準用する給与条例第 1 6 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日」を加える。